

参加者の有無を確認する公募方式に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

当該招請の趣旨

明治の森箕面国定公園（以下「明治の森」という。）は、都市近郊にありながら約1,100種の植物、3,000種の昆虫が生息する「自然の宝庫」であり、紅葉や滝の景勝地とその周辺の森林を合わせた963haの地域です。

また、府内で唯一の鳥獣保護区特別保護地区に指定されている区域も含まれ、多くの野生鳥獣の良好な生息地となっています。

箕面ビジターセンターは、自然環境保全の推進、自然公園の安全利用の促進等のため、明治の森の拠点施設として大阪府が設置したものです。

箕面ビジターセンター企画運營業務は、自然観察・ハイキング等企画事業の実施、情報誌等による明治の森の魅力や自然公園の利用に関する広報活動、展示室の企画運営、自然解説員の配置などの業務を行うものです。業務の実施にあたっては、明治の森の自然環境について専門的な知識が求められるとともに、地元の自然活動団体との綿密な連携や明治の森における自然解説活動の豊富な経験が必要となります。

NPO法人みのお山麓保全委員会は、明治の森の自然環境に関する専門的な知識・経験を生かして、箕面市内において複数の自然環境に関する活動を行っている団体と連携し、継続して自然観察・ハイキング等の業務の企画運営や自然環境関係の解説活動・展示業務を行った実績があり、本業務を実施しうる唯一の者と考えます。

以上のことから、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定にしていますが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を招請する公募を実施するものです。

応募要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者との随意契約手続に移行します。応募要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該応募者による競争手続に移行します。

令和6年6月26日

大阪府北部農と緑の総合事務所長 村山 俊一

記

1 発注予定業務の内容

発注年度	令和6年度
業務名	箕面ビジターセンター企画運営業務
発注機関	大阪府北部農と緑の総合事務所
業務場所	箕面市箕面地内（箕面ビジターセンター）
履行期間	令和6年10月1日から令和9年9月30日まで
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察・ハイキング等企画事業の実施 ・情報誌等による明治の森の魅力や自然公園の利用等に関する広報活動 ・展示室の企画運営 ・自然解説員の配置
特定者の商号又は 名称、所在地	名称（商号） NPO法人 みのお山麓保全委員会 所在地 大阪府箕面市箕面1丁目2番6号箕面駅前ビル301号室
特定者との契約予 定価格	金12,727,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 手続のスケジュール

説明書等の交付	交付期間	令和6年6月26日（水）午前10時から 令和6年7月5日（金）午後4時まで
	交付場所	大阪府北部農と緑の総合事務所
	交付方法	メール
説明書等に対する 質問及び回答	質問受付期間	令和6年6月26日（水）午前10時から 令和6年7月5日（金）午後4時まで
	質問方法	所定の質問書様式により、電子メールにより受け付けます。 メールアドレス： hokubunotomidori-g07@inbox.pref.osaka.lg.jp
	最終回答日	令和6年7月9日（火）
	回答方法	大阪府北部農と緑の総合事務所ホームページ 北部農と緑の総合事務所／ようこそ北部農と緑の総合事務所へ／大阪府（おおさかふ）ホームページ [Osaka Prefectural Government] に掲載します。

参加意思確認申請書	提出期間	令和6年6月26日(水)午前10時から 令和6年7月10日(水)午後4時まで
	提出場所	「4. 発注機関」に記載する事務所
	提出方法	持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法で、提出期間内に必着のこと)
審査結果の通知	最終通知日	令和6年7月23日(火)
	通知方法	メール
応募要件無しの理由請求	請求期間	応募要件を満たさないと通知を受けた日の翌日から 令和6年8月1日(木)午後4時まで
	請求場所	「4. 発注機関」に記載する事務所
	請求方法	持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法で、請求期間内に必着のこと)
	最終回答日	令和6年8月13日(火)
	回答方法	メール
応募要件を満たすと記載された審査結果の通知を受けた者及び特定者による競争手続	日時・場所・その他詳細は、審査結果の通知書に記載し、メールで通知するものとする。	

申請、請求、交付、質問、回答閲覧の期間中の受付は、午前10時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに平日の午後0時15分から午後1時までを除く。

3 応募要件

基本要件	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。</p> <p>なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。</p> <p>(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人</p> <p>イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者</p> <p>ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない</p>
------	--

	<p>もの</p> <p>エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>カ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者</p> <p>(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。</p> <p>(3) 府の区域内に事業所を有する者にあること。</p> <p>(4) 府税に係る徴収金を完納していること。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。</p> <p>(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）</p> <p>イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反</p>
--	--

	<p>者（以下「誓約書違反者」という。）</p> <p>ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者</p> <p>(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。</p>
業務執行能力・業務執行体制等に関する要件	<p>以下の要件を全て満たしている者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3～5年度内に、箕面市内の複数の自然解説に関する活動を行っている団体と連携し、継続して自然観察・ハイキング等の業務を企画・運営した実績を有するもの ・令和3～5年度内に、箕面市内で自然環境関係の解説活動業務を継続して企画・運営した実績を有するもの ・令和3～5年度内に、自然環境関係の展示業務を継続して企画・運営した実績を有するもの

4 発注機関

	発注機関所在地等
	<p>大阪府北部農と緑の総合事務所</p> <p>所在地:大阪府茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル 2階)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約に関する問い合わせ: 総務課 電話番号: 072-627-1121 ・業務に関する問い合わせ: みどり環境課 電話番号: 072-627-1121

5 交付書類一覧

	書類名称
参加意思確認公募 手続に係る説明書	<ol style="list-style-type: none"> 1. 参加意思確認公募手続に関する説明書（様式） 2. 参加意思確認申請書（様式） 3. 応募要件確認書（様式） 4. 業務実績申告書（様式） 5. 業務計画書 6. 契約関係書類 7. 契約書（案） 8. 誓約書（大阪府暴力団排除条例）（様式） 9. 仕様書等
その他書類	<ol style="list-style-type: none"> 10. 共同企業体届出書（共同企業体の場合）（様式） 11. 共同企業体協定書（共同企業体の場合）（様式） 12. 委任状（共同企業体の場合）（様式） 13. 使用印鑑届（共同企業体の場合）（様式） 14. 設立趣意書（NPO 法人の場合） 15. 法人登記簿謄本（法人の場合） 16. 本籍地の市町村発行の身分証明書（個人の場合） 17. 準禁治産者、破産者でないことがわかるもの 18. 法務局が発行する成年後見登記に係る登記がないことの証明 19. 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録のないことが （ア）わかるもの（個人の場合） 20. 納税証明書（府税の全項目の納税がわかるもの） 21. 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書） 22. 障害者雇用状況報告書の写し

6 提出書類一覧

	書類名称
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 参加意思確認申請書（様式） 2. 応募要件確認書（様式） 3. 業務実績申告書（様式）（契約書写し添付） 4. 業務計画書 5. 共同企業体届出書（共同企業体の場合）（様式） 6. 共同企業体協定書（共同企業体の場合）（様式）

	<ol style="list-style-type: none">7. 委任状（共同企業体の場合）（様式）8. 使用印鑑届（共同企業体の場合）（様式）9. 誓約書（大阪府暴力団排除条例）（様式）10. 設立趣意書（NPO 法人の場合）11. 法人登記簿謄本（法人の場合）12. 本籍地の市町村発行の身分証明書（個人の場合）13. 準禁治産者、破産者でないことがわかるもの14. 法務局が発行する成年後見登記に係る登記がないことの証明15. 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録のないことが （ア）わかるもの（個人の場合）16. 納税証明書（府税の全項目の納税がわかるもの）17. 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）18. 障害者雇用状況報告書の写し
--	--